

新旧対照表目次

本則

一	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	1
二	外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）	121
三	社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）	128
四	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	129
五	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）	135
六	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）	137
七	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）	140
八	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	145
九	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	148
十	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）	150
十一	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	152
十二	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	153
十三	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	154
十四	信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）	156
十五	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	158
十六	労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）	159
十七	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	161
十八	保険業法（平成七年法律第百五号）	162
十九	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	163
二十	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号） <small>（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法律（平成十二年法律第九十七号）の流動化に関する法律（平成十一年法律第百五号））</small>	165

金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）

附則

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（附則第十四条関係）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十五条関係）

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第十六条関係）

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（附則第十七条関係）

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（附則第十八条関係）

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）（附則第十九条関係）

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二十条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 公開買付けに関する開示</p> <p>第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二 第二十七条の二十二）</p> <p>第二節 発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二 第二十七条の二十二の四）</p> <p>第二章の三 第四章の二（略）</p> <p>第五章 証券取引所</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第六百六条の三十二 第六百三十三条）</p> <p>第四節 証券取引所の解散等</p> <p>第一款 解散（第三百三十四条・第三百三十五条）</p> <p>第二款 合併（第三百三十六条 第四百七十七条）</p> <p>第五節 監督（第四百四十八条 第五百五十三条）</p> <p>第六節 雑則（第五百五十三条の二・第五百五十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 公開買付けに関する開示</p> <p>第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二 第二十七条の二十一）</p> <p>第二節 発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二 第二十七条の二十二の四）</p> <p>第二章の三 第四章の二（略）</p> <p>第五章 証券取引所</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第六百六条の三十二 第六百二十八条）</p> <p>第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第二百二十九条 第三百三十三条）</p> <p>第五節 証券取引所の解散等</p> <p>第一款 解散（第三百三十四条・第三百三十五条）</p> <p>第二款 合併（第三百三十六条 第五百十条）</p> <p>第六節 監督（第四百四十八条 第五百五十三条）</p> <p>第七節 雑則（第五百五十三条の二・第五百五十四条）</p>

第五章の二、第五章の四（略）

第六章 有価証券の取引等に関する規制（第一百五十七条 第一百七十一条）

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令（第一百七十二条 第一百七十七条）

第二節 審判手続（第一百七十八条 第八十五條の十七）

第三節 訴訟（第八十五條の十八）

第四節 雑則（第八十五條の十九 第八十五條の二十一）

第七章 第九章（略）

附則

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一、五（略）

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書

五の三、十一（略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利

第五章の二、第五章の四（略）

第六章 有価証券の取引等に関する規制（第一百五十七条 第八十五條）

第七章 第九章（略）

附則

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一、五（略）

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第六十六條第六項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

五の三、十一（略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利

であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一・二 (略)

三 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利

四 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

五 前各号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

） (略)

この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいず

であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

） (略)

この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいず

れかを行う営業をいう。

一〇六 (略)

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

ロ (略)

ハ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ニ (略)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

⑨ (略)

⑩ この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するものをいう。

⑪～⑬ (略)

れかを行う営業をいう。

一〇六 (略)

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

（新設）

イ (略)

ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

⑨ (略)

⑩ この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業その他の内閣府令で定める事項に関する説明を記載した文書をいう。

⑪～⑬ (略)

第十三条 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一 第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合
次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項

第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断

第十三条 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）を、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしてときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照

に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの。

第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる事項

イ に掲げる事項

第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二 第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合 次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項

第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる事項

イ に掲げる事項

第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三 第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合 第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第一号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（削る）

第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち内閣府令で定めるものを省略して記載することができる。

第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

何人も、有価証券の募集又は売出しのために、前三項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出しの価格若しくは募集し若しくは売り出される数、引受人（発行者のための適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）、登録金融機関又は証券仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券

じ。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）の名称、募集若しくは売出しの取扱いをする者の名称、目論見書を提出する場所又は定款に記載され、若しくは記録された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者
ロ その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時まで、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならぬ。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書

（新設）

（新設）

が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならぬ。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

第十七条 第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠け

（新設）

前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

第十七条 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の表示が欠けている目論見書その他の表示を使用して有価証券を取得させた者は、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当

ている第十三条第一項の目論見書又は重要な事項について虚偽の表示若しくは誤解を生ずるような表示があり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の表示が欠けている資料を使用して有価証券を取得させた者は、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であり、若しくは表示が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき者が、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第十八条（略）

前項の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに依じて」とあるのは「募集又は売出しに依じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が有価証券届出書若しくは目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載

該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責に任ずる。但し、賠償の責に任ずべき者が、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、且つ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第十八条（略）

前項の規定は、第十三条第一項の規定により作成した目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに依じて」とあるのは「募集又は売出しに依じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が有価証券届出書若しくは目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載

があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又は相当な注意をもつて知ることが出来る時から三年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）
、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十一条（略）

（略）

第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、第一項中「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに~~応じ~~当該目論見書の交付を受けて」と、「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。

（略）

があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又は相当な注意をもつて知ることが出来る時から一年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から五年間（第十条第一項又は第十条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）
、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十一条（略）

（略）

第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の規定により作成した目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、第一項中「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに~~応じ~~当該目論見書の交付を受けて」と、「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。

（略）

第二十一条の二 第二十五条第一項各号に掲げる書類（以下この条に

（新設）

において「書類」という。）のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない。

前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づき権限を有する者

により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

第二十一条の三 第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力

(新設)

を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

第二十二条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

第二十三条の二 第五条第四項の規定を受ける届出書若しくは当該届出書に係る訂正届出書が提出され、又は第十三条第三項の規定の適用を受ける目論見書が作成された場合における第七条、第九条から第十一条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び前条の規定の適用については、第七条中「規定による届出書類」とあるのは「規定による届出書類（同条第四項の規定の適用を受け

第二十二条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

前条第二項第一号又は第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

第二十三条の二 第五条第四項の規定を受ける届出書若しくは当該届出書に係る訂正届出書が提出され、又は当該届出書に係る目論見書若しくは第十三条第二項ただし書の内閣府令で定める要件を満たす目論見書が作成された場合における第七条、第九条から第十一条まで及び第十七条から前条までの規定の適用については、第七条中「規定による届出書類」とあるのは「規定による届出書類（同

る届出書にあつては、当該届出書に係る参照書類を含む。以下この条において同じ。）」と、第九条第一項中「届出書類」とあるのは「届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、前条第一項若しくはこの項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十一条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、第九条第一項若しくは前条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）のうちに」と、同条第二項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（同条第三項の規定の適用を受ける目論見書にあつては、当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る

条第四項の規定の適用を受ける届出書にあつては、当該届出書に係る参照書類を含む。以下この条において同じ。）」と、第九条第一項中「届出書類」とあるのは「届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、前条第一項若しくはこの項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十一条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、第九条第一項若しくは前条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）のうちに」と、同条第二項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）」と、第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三条第二項ただし書の規定の適用を受ける目論見書にあつては、当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の

類)のうち「と、前条第一項中「有価証券届出書」とあるのは、「有価証券届出書(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。)」とする。

第二十三条の十一 (略)

第十三条第一項の規定は発行登録を行った有価証券の発行者について、同条第二項本文の規定は発行登録を行った有価証券の発行者が作成する目論見書について、同条第四項及び第五項の規定は発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項本文中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容」とあるのは、「発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」と読み替えるものとする。

書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類)のうち「と、前条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。)」とする。

第二十三条の十二 (略)

第十三条(第三項を除く。)の規定は、発行登録を行った有価証券の発行者及びその者の作成する目論見書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書(当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。))に記載すべき事項(内閣府令で定めるものを除く。)、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項(内閣府令で定めるものを除く。))に関する内容」とあるのは、「前項の目論見書においては、発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類(以下第二十三条までにおいて「発行登録追補書類」という。))に記載すべき内容」と、「記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出し

第十五条第二項及び第六項の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の」と、同条第六項中「第二項から前項まで」とあるのは「第二項」と、「第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。

第十六条の規定は、第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する第十五条第二項若しくは第六項の規定に違反して有価証券を取得させた者について準用する。

につき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす」とあるのは「記載するとともに、当該発行者に関する第五条第一項第二号に掲げる事項については、当該発行者の作成した参照書類を参照すべき旨記載するものとする」と、同条第五項中「前三項」とあるのは「第二項若しくは前項」と読み替えるものとする。

第十五条（第一項を除く。）の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項及び第四項」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第二項及び第四項」と、同条第三項中「第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。

第十六条の規定は、第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する第十五条第二項若しくは第三項の規定に違反して有価証券を取得させた者について準用する。

第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（以下「訂正発行登録書」という。）又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類（以下「発行登録書類等」という。）のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は

第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二項において準用する第十三条第一項の規定により作成された目論見書について準用する。この場合において、第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第二項及び第二十一条第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書及び当該目論見書に係る参照書類のうちに」と読み替えるものとする。

第二十三条の十一第一項」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、同項第一号及び第三号中「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第二十一条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、第二十三条中「第四条第一項若しくは第二項の規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと（第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と読み替えるものとする。

（削る）

第十八条第一項、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十一条並びに第二十三条の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場

）と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」とあるのは、「第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類」と読み替えるものとする。

（削る）

第十九条の規定は、前二項の規定により準用する第十八条の規定により損害賠償の責めに任ずべき場合に準用する。この場合において、第十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と読み替えるものとする。

（削る）

第二十条の規定は、第五項及び第六項の規定により準用する第十八条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同

第二項、第三項並びに前項において準用する第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券については、適用しない。

第二十四条の二 (略)

有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七条又は第十条第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(略)

第二十四条の四 第二十二條の規定は、有価証券報告書のうちに重要

条第五項において準用する場合を含む。()の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。)又は発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。)及びその添付書類」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)(のうちに」と、「第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時」と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。

第二項、第三項及び第五項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券については、適用しない。

第二十四条の二 (略)

有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七条又は第十条第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

(略)

第二十四条の四 第二十二條の規定は、有価証券報告書のうちに重要

な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替えるものとする。

第二十四条の五（略）

（略）

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二条の規定は半期報告書及び臨時報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）又は臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半

な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替えるものとする。

第二十四条の五（略）

（略）

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二条の規定は半期報告書及び臨時報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）又は臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半

期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四條の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(略)

第二十四條の六 証券取引所に上場されている株券、流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券その他政令で定める有価証券（以下この条、第二十七條の二十二の二から第二十七條の二十二の四まで及び第六十七條において「上場株券等」という。）の発行者である会社は、商法第二百十條第一項の規定による定時総会の決議又は第二百十一條ノ三第一項の規定による取締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決議があつた定時総会又は取締役会（以下この項において「定時総会等」という。）の終結した日の属する月から当該定時総会等の決議後最初の決算期に関する定時総会が終結する日の属する月までの各月（以下この

期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四條の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(略)

第二十四條の六 証券取引所に上場されている株券、流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券その他政令で定める有価証券（以下この条、第二十七條の二十二の二から第二十七條の二十二の四まで及び第六十七條において「上場株券等」という。）の発行者である会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項の規定による定時総会の決議又は第二百十一條ノ三第一項の規定による取締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決議があつた定時総会又は取締役会（以下この項において「定時総会等」という。）の終結した日の属する月から当該定時総会等の決議後最初の決算期に関する定時総会が終結する日

項において「報告月」という。()ごとに、当該定時総会等の決議に基づいて各報告月中に行つた自己の株式に係る上場株券等(次項において「自己株券等」という。)の買付けの状況(買付けを行わなかつた場合を含む。)に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、各報告月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は前二項に規定する報告書(以下「自己株券買付状況報告書」という。)について、第二十二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書(第二十四条の六第一項又は第二項に規定する報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。)」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券

の属する月までの各月(以下この項において「報告月」という。)ごとに、当該定時総会等の決議に基づいて各報告月中に行つた自己の株式に係る上場株券等(次項において「自己株券等」という。)の買付けの状況(買付けを行わなかつた場合を含む。)に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、各報告月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は前二項に規定する報告書(以下「自己株券買付状況報告書」という。)について、第二十二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書(第二十四条の六第一項又は第二項に規定する報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。)」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券

買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要がある」と認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社のその提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(略)

第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第四項を除く。）において「株券等」という。）については有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）は、公開買付けに

買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要がある」と認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「前条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社のその提出の時ににおける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前条第二項第一号又は第二号」とあるのは「前条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(略)

第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け

第二十七条の二 有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第四項を除く。）において「株券等」という。）の当該株券等の発行者である会社以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）は、公開買付けに

よらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一五 (略)

〽 (略)

第一項の「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 (略)

二 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等を取
得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主とし
ての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等の買付け
等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを
合意している者

第一項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、内閣府令で定めるところにより、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数（株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この項において同じ。）の合計を、当該発行者の総議決権の数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除し

けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一五 (略)

〽 (略)

第一項の「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 (略)

二 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等の発
行者である会社が発行者である株券等を取得し、若しくは譲渡し
、若しくは当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使す
ること又は当該会社が発行者である株券等の買付け等の後に相互
に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している
者

第一項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、内閣府令で定めるところにより、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数（株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この項において同じ。）の合計を、当該会社の総株主の議決権に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除し

て得た割合

二 前項の特別関係者（同項第二号に掲げる者で当該株券等の発行者の株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数の合計を、当該発行者の総議決権の数にその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け予定の株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

・ (略)

公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提

て得た割合

二 前項の特別関係者（同項第二号に掲げる者で当該会社が発行者である株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数の合計を、当該会社の総株主の議決権にその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け予定の株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（以下この章及び第四十九条第三項において「日刊新聞紙」という。）に掲載して公告しなければならない。

・ (略)

公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者が

出をしている者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

一・二 (略)

第二十七条の五 公開買付者等は、公開買付期間(公開買付開始公告を行つた日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをいい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この節において同じ。)中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者の株券等の買付け等を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該株券等の発行者の株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を公開買付開始公告を行う前に締結している場合で公開買付届出書において当該契約があること及びその内容を明らかにしているとき。

二・三 (略)

第二十七条の六 公開買付者は、公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には、公開買付期間中に、政令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容その他内閣府令で定める事項を公

ある場合には、当該提出をしている者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

一・二 (略)

第二十七条の五 公開買付者等は、公開買付期間(公開買付開始公告を行つた日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをいい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この節において同じ。)中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社が発行者である株券等の買付け等を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該会社が発行者である株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を公開買付開始公告を行う前に締結している場合で公開買付届出書において当該契約があること及びその内容を明らかにしているとき。

二・三 (略)

第二十七条の六 公開買付者は、公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には、公開買付期間中に、内閣府令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容その他内閣府令で定める事項

告しなければならぬ。

・ (略)

第二十七条の八 (略)

⌋ (略)

公開買付者は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出したときは、政令で定めるところにより、当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを公告し、又は内閣府令で定めるところにより公表しなければならない。ただし、既に第二十七条の六第一項の規定による公告若しくは同条第二項の規定による公表及び公告を行つた場合又は第一項の規定による訂正届出書でその内容が軽微なものであるとして内閣府令で定めるところを提出した場合は、この限りでない。

(略)

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者又はその役員(以下この節及び第二十七条の三十の十一第三項において「対象者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該発行者の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下「意見表明報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。

・ (略)

第二十七条の八 (略)

⌋ (略)

公開買付者は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出したときは、直ちに、内閣府令で定めるところにより当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを日刊新聞紙に掲載して公告し、又は内閣府令で定めるところにより公表しなければならない。ただし、既に第二十七条の六第一項の規定による公告若しくは同条第二項の規定による公表及び公告を行つた場合又は第一項の規定による訂正届出書でその内容が軽微なものであるとして内閣府令で定めるところを提出した場合は、この限りでない。

(略)

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員(以下この節及び第二十七条の三十の十一第三項において「対象会社等」という。)は、内閣府令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下「意見表明報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象者」と、同条第二項中「買付条件等の変更」とあるのは「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項の規定中「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第二項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第二項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

公開買付けに係る対象者が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該対象者である発行者の株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならぬ。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、同条第二項中「買付条件等の変更」とあるのは「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項の規定中「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第二項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第二項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

公開買付けに係る対象会社等が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならぬ。

(略)

第二十七条の十一 公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除（以下この節において「公開買付けの撤回等」という。）を行うことができない。ただし、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

前項ただし書の規定による公開買付けの撤回等を行うとする場合には、公開買付期間の末日までに、政令で定めるところにより、当該公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。ただし、公告を当該末日までに行うことが困難である場合には、当該末日までに当該公告に記載すべき内容を、内閣府令で定めるところにより、公表し、その後直ちに公告を行うものとする。

(略)

第二十七条の三第四項の規定は、公開買付撤回届出書について準用する。この場合において、同項中「発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届

(略)

第二十七条の十一 公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除（以下この節において「公開買付けの撤回等」という。）を行うことができない。ただし、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

前項ただし書の規定による公開買付けの撤回等を行うとする場合には、公開買付期間の末日までに、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由その他の内閣府令で定める事項を、日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。ただし、公告を当該末日までに行うことが困難である場合には、当該末日までに当該公告に記載すべき内容を、内閣府令で定めるところにより、公表し、その後直ちに公告を行うものとする。

(略)

第二十七条の三第四項の規定は、公開買付撤回届出書について準用する。この場合において、同項中「発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株

出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。「」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

(略)

第二十七条の十二 応募株主等(公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者をいう。以下この節において同じ。)は、公開買付期間(第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じ。)中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

応募株主等は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に關し政令で定める方法による旨の条件が付されているときは、当該方法によらなければならない。この場合において、当該契約の解除は、政令で定める時に、その効力を生ずる。

第一項の規定により応募株主等による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等(応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この節において同じ。)を証券会社又は銀行等に保管させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。「」とあるのは、「発行者である会社」と読み替えるものとする。

(略)

第二十七条の十二 応募株主(公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者をいう。以下この節において同じ。)は、公開買付期間(第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じ。)中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

応募株主は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に關し政令で定める方法による旨の条件が付されているときは、当該方法によらなければならない。この場合において、当該契約の解除は、政令で定める時に、その効力を生ずる。

第一項の規定により応募株主による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等(応募株主が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この節において同じ。)を証券会社又は銀行等に保管させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

(略)

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項中「発行者(当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)」とあるのは「発行者」と、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の十三第四項及び第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

(略)

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項中「発行者である会社(当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)」とあるのは「発行者である会社」と、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の十三第四項及び第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の

付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

(略)

公開買付者は、前項第二号に掲げる条件を付した場合において、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主等から内閣府令で定めるあん分比例の方式（以下この節において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

第二十七条の十五 (略)

公開買付者等及び対象者は、前項の規定に違反する表示をすることができない。

六第三項の規定」とあるのは「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

(略)

公開買付者は、前項第二号に掲げる条件を付した場合において、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主から内閣府令で定めるあん分比例の方式（以下この節において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

第二十七条の十五 (略)

公開買付者等及び対象会社等は、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二節 発行者による上場株券等の公開買付け

第二十七条の二十二の二 上場株券等の当該上場株券等の発行者による取引所有価証券市場外における買付け等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならない。ただし、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一～三 (略)

第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三(第二項第二号を除く。)、第二十七条の四、第二十七条の五(各号列記以外の部分に限る。第五項及び第二十七条の二十二の三第五項において同じ。)、第二十七条の六から第二十七条の九まで(第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。)、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで(第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。)、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。)(中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の二第六項中「売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。」「とあるのは「売付け等」と、第二十七条の三第二項中「次に「

第二節 発行者である会社による上場株券等の公開買付け

第二十七条の二十二の二 上場株券等の当該上場株券等の発行者である会社による取引所有価証券市場外における買付け等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならない。ただし、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一～三 (略)

第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三(第二項第二号を除く。)、第二十七条の四、第二十七条の五(各号列記以外の部分に限る。第五項及び第二十七条の二十二の三第五項において同じ。)、第二十七条の六から第二十七条の九まで(第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。)、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで(第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。)、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。)(中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の二第六項中「売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。」「とあるのは「売付け等」と、第二十七条の三第二項中「次に「

とあるのは「第一号及び第三号に」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合又は公開買付者に関する破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買

とあるのは「第一号及び第三号に」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合又は公開買付者に関する破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは

付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「の規定」と、第二十七条の十五第一項中「、公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象者」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該訂正届出書を提出した日において、

「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「の規定」と、第二十七条の十五第一項中「、公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該訂正届出書を

既に当該公開買付者が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」と読み替えるものとする。

）（略）

第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに應じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告又は第二項において準用する第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定若しくは第六項において準用する第二十七条の七第一項若しくは第二項の規定による公告若しくは公表（次項において「公開買付開始公告等」という。）を行つた者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規

提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」と読み替えるものとする。

）（略）

第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに應じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告又は第二項において準用する第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定若しくは第六項において準用する第二十七条の七第一項若しくは第二項の規定による公告若しくは公表（次項において「公開買付開始公告等」という。）を行つた会社

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規

定する公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次項において同じ。）を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した者

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該発行者のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時における当該発行者の役員は、当該発行者と連帯して前項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

（略）

第二十七条の三十の九 第十五条第二項から第四項まで（同条第六項（第二十三条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により目論見書を交付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該目論見書の交付に代えて、当該目論見書に記載された事項を電子情

定する公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次項において同じ。）を提出した会社

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した会社

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して前項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

（略）

第二十七条の三十の九 第十五条第二項（同条第三項（第二十三条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により第二十三条第二項及び第四項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）

報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該目論見書を交付したものとみなす。

(削る)

前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面、第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第二項又は第三項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定により交付しなければならない公開買付説明書(第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。)(及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書)について準用する。

第二十七条の三十の十一 公開買付者(第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(は

む。)(の規定に適合する目論見書を交付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該目論見書の交付に代えて、当該目論見書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該目論見書を交付したものとみなす。

第十三条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する目論見書については、内閣府令で定める場合には、当該目論見書に代えて、当該目論見書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。

第一項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面、第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第二項又は第三項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定により交付しなければならない公開買付説明書(第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。)(及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書)について準用する。

第二十七条の三十の十一 公開買付者(第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(は

、内閣府令で定める場合には、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。））、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る株券等の発行者（当該公開買付けに係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る公開買付届出書、公開買付撤回届出書（第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）並びに公開買付報告書（第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいい、その訂正報告書を含む。）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

（略）

公開買付けに係る対象者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付けに係る公開買付者（当該公開買付けに係る意見表明報告書（その訂正報告書を含む。以下この項において同じ

、内閣府令で定める場合には、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。））、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る株券等の発行者である会社（当該公開買付けに係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る公開買付届出書、公開買付撤回届出書（第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）並びに公開買付報告書（第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいい、その訂正報告書を含む。）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

（略）

公開買付けに係る対象会社等は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付けに係る公開買付者（当該公開買付けに係る意見表明報告書（その訂正報告書を含む。以下この項において

。) を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該公開買付けに係る発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。) に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該意見表明報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付けに係る対象者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

(略)

第二十八条の二 (略)

(略)

前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく

同じ。) を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。) に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該意見表明報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付けに係る対象会社等は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

(略)

第二十八条の二 (略)

(略)

前項第四号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しく

は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇六 (略)

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八〇十二 (略)

〽 (略)

第三十三條の二 証券会社の主要株主(第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内

は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇六 (略)

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八〇十二 (略)

〽 (略)

第三十三條の二 証券会社の株主は、証券会社の主要株主(第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届

閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第三十三条の三 内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イから八までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該証券会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第三十七条 削除

出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第三十三条の三 内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イから八までのいずれかに該当することとなったときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該証券会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第三十七条 証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券

、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。）の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場合を除き、取引所有価証券市場外で売買を成立させてはならない。

第三十八条 証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。ただし、適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者が

第三十八条 証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

らあらかじめ同意を得ている場合については、この限りでない。

第三十九条 削除

第三十九条 証券会社は、有価証券に関する同一の売買又は同一の有価証券店頭デリバティブ取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができない。

第四十条 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

第四十条 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一 取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

二五（略）

（略）

第四十二条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として

第四十二条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として

一四（略）

（略）

行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一〇八（略）

九 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもつて、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為（政令で定める行為を除く。）

十（略）

前項第一号、第二号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第五号及び第十号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為について準用する。

第四十三条の二 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く

行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一〇八（略）

（新設）

九（略）

前項第一号、第二号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為について準用する。

（新設）

。以下この条において「有価証券取引」という。() に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下この条において「最良執行方針等」という。）を定めなければならない。

証券会社は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

証券会社は、最良執行方針等に従い、有価証券取引に関する注文を執行しなければならない。

証券会社は、証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。

証券会社は、有価証券取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

第四十条第二項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

第四十九条 (略)

(略)

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、政令で定めるところにより、第一項の営業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の

各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 第六十四条の五第一項(第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三・四 (略)

(略)

第六十四条の七 (略)

(略)

第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取

第四十九条 (略)

(略)

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の

各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三・四 (略)

(略)

第六十四条の七 (略)

(略)

第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項又は第二項の規定による処分

消しを除く。) 又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。) 又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。)、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。)、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券(発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。)、同項第九号に掲げ

(登録の取消しを除く。) 又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券(以下この項、次条、第一百七条の二第一項及び第一百五十五条第一項において「国債証券等」という。) 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

る有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。） 次のイから八までに掲げる行為

イ 有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ 私募の取扱い

ハ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるものうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三 第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 次のイ及びロに掲げる行為

イ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二十一条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ 第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

（削る）

ける有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。） 私募の取扱い

六 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみ有価証券指数に係るこれらの取

引を含む。)

ロ 外国市場証券先物取引(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。)

ハ 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの(以下「外国国債証券」という。)(に係る有価証券先物取引)

ニ 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引(外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。)

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(外国国債証券に係るものに限る。)

ヘ 外国市場証券先物取引(外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。)

七 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為(ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)

イ 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引(第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。)

ロ 第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引(第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。)(のうち決済方法が差金の授受に限られて

(削る)

六 (略)

第六十五条の二 (略)

(略)

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関(以下「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号に掲げる有価証券につき有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第五号に掲げる取引につき同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(略)

第三十条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十三条の二、第四十七条、第四十七条の二、第四十九条、第五十条第一項(第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。)、第五十五条、第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四(第二号を除く。)、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条から第六十四条の九までの規定は登録金融機関について、第三十三条、第四十二条、第四十四条(第二号

いるもの

八 (略)

第六十五条の二 (略)

(略)

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関(以下「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(略)

第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第四十七号、第四十七条の二、第四十九条、第五十四条第一項(第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。)、第五十五条、第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四(第二号を除く。)、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条から第六十四条の九までの規定は登録金融機関について、第三十三条、第四十二条及び第四十四条第一号の規定は登録金融機関又はその役

を除く。)及び第四十五条の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、同条第二号中「当該証券会社」とあるのは「その親法人等又は子法人等」と、「その親法人等又は子法人等」とあるのは「当該登録金融機関」と、「していることを知りながら」とあるのは「しながら」と、「当該契約を締結」とあるのは「第六十五条第二項第四号口に掲げる行為を」と読み替えるものとする。

(略)

第五十一条の規定は、登録金融機関が、有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為を行う場合について準用する。

第五項後段に定めるもののほか、第二項及び第四項から前項までの場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に、前条第二項第五号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

(略)

登録金融機関の代理を行う者のうち政令で定める者は、第二十八

員若しくは使用人について準用する。

(略)

第五十一条の規定は、登録金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは前条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を行う場合について準用する。

第二項及び第四項から前項までの場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

(略)

登録金融機関の代理を行う者のうち政令で定める者は、第二十八

条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該登録金融機関を代理して前条第二項第二号に掲げる有価証券につき同号に定める行為（以下この項及び次項において「特定証券業務」という。）を行うことができる。この場合において、特定証券業務を行う者は、その者が代理する登録金融機関の使用人とみなして、この法律の規定を適用する。

（略）

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項その他政令で定める規定を含む。）により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十七条（略）

協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限る。第七十五条第一項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、店頭売買有価証券の売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。同項において同じ。）のための市場（以下「店頭売買有価証券市場」という。）を開設することができる。

条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該登録金融機関を代理して前条第二項第四号に掲げる有価証券につき同号に定める行為（以下この項及び次項において「特定証券業務」という。）を行うことができる。この場合において、特定証券業務を行う者は、その者が代理する登録金融機関の使用人とみなして、この法律の規定を適用する。

（略）

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十条第一項その他政令で定める規定を含む。）により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十七条（略）

協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項及び第七十五条第一項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、有価証券（第七十五条第一項の規定により登録を受けたものに限る。）の売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。第七十五条第一項において同じ。）のための市場（以下「店頭売買有価証券市

・ (略)

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十三号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一～十一 (略)

十二 協会員及び証券仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

十三～十七 (略)

・ (略)

第七十六条 協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

(削る)

五 (略)

第七十九条の二 協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は

場」という。）を開設することができる。

・ (略)

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一～十一 (略)

(新設)

十二～十六 (略)

・ (略)

第七十六条 協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 売買その他の取引の勧誘に関する事項

六 (略)

第七十九条の二 協会員（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。）は

、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する協会に報告しなければならない。

一 自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合
当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合
当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

三 店頭売買有価証券の売買の受託等をした場合
当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

四 自己の計算において行う取扱有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合
当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五 自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合
当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六 取扱有価証券の売買の受託等をした場合
当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その所属する協会に報告しなければならない。

一 自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合
当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量

二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合
当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三 店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合
当該受託等に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託等に係る価格

(新設)

(新設)

(新設)

七 自己の計算において行う上場株券等（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下第七十九条の四までにおいて同じ。）の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合
当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

八 同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合
当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

第七十九条の三 協会は、前条の報告に基づき、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買、その取扱有価証券の売買及び上場株券等の取引所有価証券市場外での売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。次条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項をその協会員に通知し、公表しなければならない。

第七十九条の四 協会は、内閣府令で定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買、その

四 自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合
当該売買に係る上場株券等の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他内閣府令で定める事項

（新設）

第七十九条の三 協会は、前条の報告に基づき、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買及び上場株券等の取引所有価証券市場外での売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。次条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を、速やかに、その協会員に通知し、公表しなければならない。

第七十九条の四 協会は、内閣府令で定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買及び上

取扱有価証券の売買及び上場株券等の取引所有価証券市場外での売買に関する銘柄別の毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十九条の五 民法第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第七十九条の十三 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員、証券仲介業者若しくは店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

(略)

場株券等の取引所有価証券市場外での売買に関する毎日の相場その他の事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十九条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第七十九条の十三 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員、証券仲介業者若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

(略)

第七十九条の十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者に対し当該協会の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十九条の五十七 前条第一項の請求をした認定証券会社の一般顧客が次の各号に該当する場合において基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に定める額を控除した金額に相当する金額とする。

一・二 (略)

三 補償対象債権に係る顧客資産のうち社債等の振替に関する法律第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合 同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額(当該顧客資産について同条第五項の適用がある場合には、当該金額から同項の規定により減額された支払額を控除した金額)

(略)

第八十条 有価証券市場は、証券業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

前項の規定は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券

第七十九条の十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会若しくは店頭売買有価証券の発行者に対し当該協会の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十九条の五十七 前条第一項の請求をした認定証券会社の一般顧客が次の各号に該当する場合において基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に定める額を控除した金額に相当する金額とする。

一・二 (略)

(新設)

(略)

第八十条 有価証券市場は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

第二百三条の二 株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（略）

第二百六条の十五 証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対

一 証券業協会が店頭売買有価証券市場を開設する場合

二 証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合（競売の方法その他の内閣府令で定める方法を定めて行う場合を除く。）

第二百三条の二 株式会社証券取引所の株主は、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（略）

第二百六条の十五 証券取引所持株会社の株主は、当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつたときは

象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券取引所持株式の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百六条の二十九 証券取引所持株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

- 一 株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき（当該株式会社証券取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勸案して内閣府令で定める場合を除く。）。

二 四（略）
（略）

第百七条の二 会員証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該会員証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

- 一（略）
- 二 証券先物取引等（国債証券等）国債証券、地方債証券、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券並びに外国国債証券並びにこれらに係る有価証券指数をいう

、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券取引所持株式の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百六条の二十九 証券取引所持株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

- 一 株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

二 四（略）
（略）

第百七条の二 会員証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該会員証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

- 一（略）
- 二 証券先物取引等（国債証券等）に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。（登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者）

。次条第一項及び第百五十五条第一項において同じ。）に係るものに限る。）登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

（略）

第百七条の三 株式会社証券取引所は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該株式会社証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一 （略）

二 証券先物取引等（国債証券等に係るものに限る。）登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

（略）

第百七条の四 会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第百七条の六第一項（第百十八条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信託金を預託しなければならぬ。

（略）

（略）

第百七条の三 株式会社証券取引所は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該株式会社証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一 （略）

二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。）登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

（略）

第百七条の四 会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第百七条の六第一項（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信託金を預託しなければならぬ。

（略）

第一百十二条 (略)

前項の規定にかかわらず、証券取引所は、第一百十条第二項の有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場している場合において、当該有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第一百十五条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除く。

証券取引所は、第一百十五条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除くほか、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場した有価証券等の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、当該有価証券等の上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第一百十四条 証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場ごとに、その上場する有価証券等について、当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百十五条 内閣総理大臣は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護の

第一百十二条 (略)

前項の規定にかかわらず、証券取引所は、第一百十条第二項の有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場している場合において、当該有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第一百十九条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除く。

証券取引所は、第一百十九条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除くほか、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場した有価証券等の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、当該有価証券等の上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第一百十四条乃至第一百十六条 削除

ため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第一百六条 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値及び対価の額その他の事項をその会員等に通知し、公表しなければならない。

第一百七条 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値及び対価の額その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第一百八条 第一百七条の六の規定は、会員等の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定める

第一百七条 証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場ごとに、その上場する有価証券等について、当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百八条 削除

ところにより停止された場合に準用する。

第一百九条 会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買等の受託の条件
- 二 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等の受託に關し必要な事項

第一百二十条から第一百二十三条まで 削除

第一百九条 内閣総理大臣は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第一百二十条及び第一百二十一条 削除

第一百二十二条 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別に、毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値、対価の額その他の事項を、速やかに、その会員等に通知し、公表しなければならない。

第一百二十三条 証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎日

の当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における相場その他の事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第二百二十四条 第一百七条の六の規定は、会員等の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第二百二十五条から第二百二十八条まで 削除

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託

第二百二十九条 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等（許可外国証券業者を除く。以下この条において同じ。）又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは「当該取引と類似の取引を」と読み替えるものとする。

(削る)

会員等が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、証券取引所は、当該会員等に対し過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等を六月以内の期間を定めて停止し、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をしなければならない。

第三百三十条 会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買等の受託の条件
- 二 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等の受託に關し必要な事項

第三百三十一条から第三百三十三条まで 削除

第四節 証券取引所の解散等

第四百四十四条 商業登記法第六十六条、第六十八条第二項、第六十九

第五節 証券取引所の解散等

第四百四十四条 商業登記法第六十六条、第六十八条第二項、第六十九

条、第七十条、第九十条第一項（第五号、第六号、第八号及び第九号を除く。）及び第九十一条第一項並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ七及び第四百十条の規定は、第三百三十六条第二項各号の場合における合併による会員証券取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六十九条及び第七十条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一項第二号中「消滅会社の株主總會若しくは社員總會の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併を行う各会員証券取引所の合併總會の議事録」と、同項第三号中「商法第百条第一項（同法第四百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「証券取引法第四百三十三条において準用する商法第四百十二条第一項」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」と、同項第七号中「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項に規定する限度額を証する書面」とあるのは「合併に際して証券取引法第八十九条の三第二項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号」とあるのは「証券取引法第四百四十四条において準用する商業登記法第九

条、第七十条、第九十条第一項（第五号、第六号、第八号及び第九号を除く。）及び第九十一条第一項並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ七及び第四百十条の規定は、第三百三十六条第二項各号の場合における合併による会員証券取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六十九条及び第七十条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一項第二号中「消滅会社の株主總會若しくは社員總會の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併を行う各会員証券取引所の合併總會の議事録」と、同項第三号中「商法第百条第一項（同法第四百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「証券取引法第四百三十三条において準用する商法第四百十二条第一項」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」と、同項第七号中「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項に規定する限度額を証する書面」とあるのは「合併に際して証券取引法第八十九条の三第二項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号」とあるのは「証券取引法第四百四十四条において準用する商業登記法第九

十条第一項第一号から第四号まで」と、同項第二号中「第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第八十条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項」とあるのは「証券取引法第八十九条の三第二項第五号」と読み替えるものとする。

第五節 監督

第六節 雑則

第一百五十五条 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八条及び第八十条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる取引について、その使用する電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る入出力装置（以下「外国証券取引所入出力装置」という。）とを接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることができる。

一 (略)

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引及び外国市場証券先物取引（国債証券等に係るものに限る。） 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

十条第一号から第四号まで」と、同項第二号中「第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第八十条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項」とあるのは「証券取引法第八十九条の三第二項第五号」と読み替えるものとする。

第六節 監督

第七節 雑則

第一百五十五条 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八条及び第八十条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる取引について、その使用する電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る入出力装置（以下「外国証券取引所入出力装置」という。）とを接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることができる。

一 (略)

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等に係るものに限る。）並びに第六十五条第二項第六号ロ、ホ及びへに掲げる取引 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

(略)

第百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第三十項に規定する証券会社等という。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第三十項に規定する対象取引をいう。以下この章において同じ。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

・ (略)

第百五十六条の十一の二 証券取引清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行った対象取引の相手方から有価証券債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権）当該債務と同一の内容を有するものに限る。()及び担保をいう。以下この項において同じ。()について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する証券取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

破産手続、再生手続又は更生手続において、証券取引清算機関が

(略)

第百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第三十項に規定する証券会社等という。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第三十項に規定する対象取引をいう。以下この章において同じ。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

・ (略)

(新設)

有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

第一百五十六条の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引を行う者とみなして、第七条の六（第十八条において準用する場合を含む。）及び第八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

（略）

第一百五十九条（略）

（略）

第一項（第六号を除く。）及び第二項（第二号を除く。）の規定は、取扱有価証券の売買及び取扱有価証券又は取扱有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数に係る有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所が上場する有価証券（以下この条において「上場有価証券」という。）」、有価証券指数又はオプション（以下この条において「上場有価証券等」という。）について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数（以

第一百五十六条の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引（第一条第三十項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみなして、第七条の六（第二十四条において準用する場合を含む。）及び第八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

（略）

第一百五十九条（略）

（略）

（新設）

下この条において「上場有価証券店頭指数等」という。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引」とあるのは、「取扱有価証券の売買又は取扱有価証券若しくは取扱有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数（以下この条において「取扱有価証券店頭指数等」という。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券の売買」とあるのは「取扱有価証券の売買」と、同項第二号中「有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等先物取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引」と、同項第三号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第七号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等」と、同項第八号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第九号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等」と、第二項中「上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「上場有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引」とあるのは「取扱有価証券の売買又は取扱

有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「取扱有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき」とあるのは「取扱有価証券売買等が繁盛であると誤解させるべき」と、「上場有価証券売買等又は」とあるのは「取扱有価証券売買等又は」と、同項第三号中「上場有価証券売買等」とあるのは「取扱有価証券売買等」と読み替えるものとする。

第六十条 前条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された価格、約定指数、約定数値若しくは対価の額により、当該有価証券等について、取引所有価証券市場における有価証券の売買等、店頭売買有価証券市場における有価証券の売買若しくは取扱有価証券の売買（以下この項において「取引所有価証券市場等における有価証券の売買等」という。）をし、又はその委託をした者が当該取引所有価証券市場等における有価証券の売買等又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

（略）

第六十三條 第二條第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる

第六十条 前条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された価格、約定指数、約定数値若しくは対価の額により、当該有価証券等について、取引所有価証券市場における有価証券の売買等若しくは店頭売買有価証券市場における有価証券の売買（以下この項において「取引所有価証券市場等における有価証券の売買等」という。）をし、又はその委託をした者が当該取引所有価証券市場等における有価証券の売買等又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

（略）

第六十三條 第二條第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる

有価証券（政令で定めるものを除く。）で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第六十六条までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主の議決権（第三十二条第五項に規定する議決権をいう。）の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第六十五条までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条

有価証券（政令で定めるものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第六十六条までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主の議決権（第三十二条第五項に規定する議決権をいう。）の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。以下この条から第六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第六十五条までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。

において同じ。()においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引(以下この項及び次条において「売買等」という。) に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関に委託等を行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関であるときも、同様とする。

第百六十六条 (略)

) (略)

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 新株引受権(優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。) を有する者が当該新株引受権を行使することにより株券(優先出資法に規定する優先出資証券を含む。) を取得する場合

二丁八 (略)

()においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引(以下この項及び次条において「売買等」という。) に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社又は登録金融機関に委託等を行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社又は登録金融機関を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社、許可外国証券業者又は登録金融機関であるときも、同様とする。

第百六十六条 (略)

) (略)

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 新株引受権(優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。) を有する者が当該新株引受権を行使することにより株券(優先出資証券を含む。) を取得する場合

二丁八 (略)

第六百六十七條 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七條の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売

第六百六十七條 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七條の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等

付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知った公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一～五（略）
（略）

第七十一条（略）

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令

第七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づき募集又は売出し（第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。）

（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知った公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一～五（略）
（略）

第七十一条（略）

（新設）

（新設）

第七十二条から第八十五条まで 削除

一 当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合
当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一（当該有価
証券が株券等（株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他
これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及
び次項において同じ。）である場合にあつては、百分の二）

二 当該開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価
証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売価額の総
額の百分の一（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百
分の二）

重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者の
役員等（当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう
。第五項において同じ。）であつて、当該開示書類に虚偽の記載が
あることを知りながら当該開示書類の提出に関与した者が、当該開
示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り
付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役
員等に対し、当該売り付けた有価証券の売価額の総額の百分の一
（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二）に相当
する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

前二項の「開示書類」とは、第五条（第二十七条において準用す
る場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適
用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）

（、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を
第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出

書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類をいう。

第一項（第一号を除く。）の規定は、重要な事項（第五条第一項各号）（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）につき虚偽の記載がある目論見書（第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。）を使用した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第七十三條 第一百五十八條の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

- 一 違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
- イ 当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額
- ロ 当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格とし

て政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）（その他の政令で定める取引をいう。）

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）（その他の政令で定

める取引をいう。

前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十四條 自己の計算において違反行為（第五十九條第二項第

一号）同條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同條第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を變動させるべき一連の上場有価証券売買等（第五十九條第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を變動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同條第四項において準用する同條第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

るものに限る。)の価額

二 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次掲げる額から次の に掲げる額を控除した額

当該超える数量に係る有価証券の売付け等(当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等(当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

ロ 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次掲げる額から次の に掲げる額を控除した額

当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等(当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

当該超える数量に係る有価証券の買付け等(当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。)の価額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値

が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。()、有価証券オプション取引(オプション)を付与する立場の当事者となるものに限る。()その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。()、有価証券オプション取引(オプション)を取得する立場の当事者となるものに限る。()その他の政令で定める取引をいう。

第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等(同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。())の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等(同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。())の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等

の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に、金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に關し必要な事項その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七百七十五条 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する

額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る

買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後

における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額
ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等を
した価格にその数量を乗じて得た額

前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価
証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数
値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。
）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者
となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買
付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数
又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる
ものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する
立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をい
う。

第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価
格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実
の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百十六条に
規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するもの
として内閣府令で定めるもの）をいう。

第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の
中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十
七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買
付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十

九条の三又は第百十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第一項の規定は、第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。

）の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十六条 第百七十二条から前条までの規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

第百七十二条から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百七十二条から前条までの規定による命令を受けた者は、これらの規定による課徴金を納付しなければならない。

第一百七十二条第一項若しくは第四項に規定する発行者、第一百七十三条第一項に規定する者、第一百七十四条第一項に規定する違反者、前条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第七項に規定する上場会社等が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなして、第一百七十二条から前条まで及び前三項の規定を適用する。

第一百七十七条 内閣総理大臣は、第一百七十三条第一項、第一百七十四条第一項又は第七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第二節 審判手続

第一百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

（新設）

一 第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二 第七十三条第一項に該当する事実

三 第七十四条第一項に該当する事実

四 第七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む）又は第二項に該当する事実

内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る同項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

重要な事項につき虚偽の記載がある第七十二条第三項に規定する開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十二条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

い。
第七十四條第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第六十六條第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第七十九條 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第八十三條において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る前条第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達する

ことにより、開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

第百八十条 審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第四項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

内閣総理大臣は、当該事件について調査に關与したことがある者を審判官として指定することはできない。

第百八十一条 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

第八十二条 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第八十三条 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

第八十四条 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

第八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用

する。

第百八十五条の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(新設)

第百八十五条の三 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内に提出しなければならない。

(新設)

審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

第百八十五条の四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

(新設)

審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合には、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

第百八十五条の五 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の

(新設)

物件を検査することができる。

第百八十五条の六 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(新設)

第百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、被審人に対し、第百七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)(、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(若しくは第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

(新設)

内閣総理大臣は、前項の場合(第百七十八条第一項第二号から第四号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。)(において、同一事件について、被審人に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項若しくは第二項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額(当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価

額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項若しくは第二項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第七十八条第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき、又は前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

前三項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項又は第二項の決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項又は第二項の決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

第四項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第一項の決定（第七十八條第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）は、当該決定の時ににおいて、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第九十八條の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時ににおいて、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項ただし書の規定は、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第八項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

第八十五條の八 前条第一項の決定（第七十八條第一項第二号か

（新設）

ら第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件について当該決定を受けた者に対し公訴の提起があつたときは、内閣総理大臣は、当該事件についての裁判が確定するまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

前項本文の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

第一項の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合において、課徴金の納付期限は、同条第六項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合において、課徴金の納付期限は、同条第六項及び前項の規定にかかわらず、次項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつ

たときは、前条第一項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならない。

ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一 第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による額

二 当該裁判において没収を命じられた第九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額の合計額）
前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項の決定を取り消さなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

課徴金に係る請求権の時効は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止されている間は、進行しない。

第百八十五条の九 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

(新設)

第百八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長(証券取引法第百八十条第一項ただし書の場合にあつては、審判官)」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

(新設)

第百八十五条の十一 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

(新設)

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合
- 三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合
- 四 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の

管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第百八十五条の十二 行政手続等における情報通信の技術の利用に關

する法律第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

金融庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第百八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続

（新設）

（新設）

開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第百八十五条の七第四項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第百八十五条の十四 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに

納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百八十五条の十五 前条第一項の規定により督促を受けた者がその

指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第百八十五条の七第一項又は第二項の決定（第百八十五条の八第五項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。）

（新設）

（新設）

内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百八十五条の十六 破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百一

十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）及び金融機

関等の更生手続の特例等に関する法律の規定の適用については、課

徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百八十五条の十四第二項

の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

第百八十五条の十七 この節に定めるもののほか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節 訴訟

第百八十五条の十八 第百八十五条の七第一項又は第二項の決定の取

消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起し

なければならぬ。

前項の期間は、不変期間とする。

第四節 雑則

第百八十五条の十九 第百八十五条第一項又は第百八十五条の四第一

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第百八十五条の二十 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてする決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第百八十五条の二十一 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてした決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百九十条 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）（第二十七条の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百七十七号第二号、第百八十五条の五又は第百八十七号第四号の規定により検査をする審判官又は職員は、

（新設）

（新設）

第百九十条 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）（第二十七条の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七号第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証拠を携帯し、検査の相手方に提示し

その身分を示す証券を携帯し、検査の相手方に提示しなければなら
ない。

(略)

第百九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、
速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七
十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、こ
の限りでない。

一〇七 (略)

八 第七十四条第二項の規定による同条第一項第十三号に掲げる事
項に係る定款の変更の認可(店頭売買有価証券市場を開設又は閉
鎖する場合に係るものに限る。)

九〇三十八 (略)

内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、
その旨を財務大臣に通知するものとする。

一〇五 (略)

六 第百十四条の規定による届出(取引所有価証券市場ごとの有価
証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る
。)

七〇八 (略)

(略)

第百九十四条の六 (略)

なければならない。

(略)

第百九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、
速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七
十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、こ
の限りでない。

一〇七 (略)

八 第七十四条第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事
項に係る定款の変更の認可(店頭売買有価証券市場を開設又は閉
鎖する場合に係るものに限る。)

九〇三十八 (略)

内閣総理大臣は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、
その旨を財務大臣に通知するものとする。

一〇五 (略)

六 第百十七条の規定による届出(取引所有価証券市場ごとの有価
証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る
。)

七〇八 (略)

(略)

第百九十四条の六 (略)

金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 第六十五条の第二十項の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 六（略）

七 第七十七条の規定による権限

八（略）

金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く

）のうち、第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む

）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の第二項

において準用する場合を含む。）、及び第二項、第二十七条の三十、

第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を

含む。）、から第三項まで、第六十五条の第二十項、第六十六条の二

十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第一百三三条の三、第百

六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の二十七、

第一百五十一条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五並びに第百

金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 第六十五条の第二十項の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二條第八項第一号から第三号までに掲げる行為若しくは第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 六（略）

（新設）

七（略）

（新設）

五十六条の三十四の規定によるものを委員会に委任することができる。

委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（略）

第九十四条の七 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 （略）

七 第五十七条、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合

（新設）

金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（略）

第九十四条の七 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第四項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～六 （略）

七 第五十七条、第五十八条又は第五十九条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違

合を含む。() 又は同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

(略)

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八 (略)

九 第二十七條の十一第一項ただし書(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七條の十一第一項本文(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行った者

十～二十 (略)

第九十八條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七 (略)

八 第五十九條第一項から第三項まで、第六十五條の第十項、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第三百三條の三、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第五百一條、第五百五十五條の九、第五百五十六條の十五、第五百五十六

反した者

(略)

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八 (略)

九 第二十七條の十一第一項ただし書(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七條の十一第一項本文(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七條の三第一項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行った者

十～二十 (略)

第九十八條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七 (略)

八 第五十九條第一項から第三項まで、第六十五條の第十項、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第三百三條の三、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第五百一條、第五百五十五條の九、第五百五十六條の十五、第五百五十六

条の三十四、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十二（略）

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、

第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四〇二十二（略）

第二百条の二の二 第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の

条の三十四又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九〇十二（略）

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四〇二十二（略）

（新設）

発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができ。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 五（略）

六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第七十七條第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 五（略）

六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十六 (略)

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第一百七十七条第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第八十五条第一項の規定による参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者
- 三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者
- 四 第八十五条の三第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者
- 五 第八十五条の四第一項の規定による鑑定人に対する処分違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

七十六 (略)

(新設)

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第七十八條の二第一項、第七十九條第一項、第一百十三條第一項又は第一百十五條第一項の規定による命令に違反したとき。
五十二（略）

第二百七條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七條（第一項第五号及び第六号を除く。） 五億円以下の罰金刑

二五（略）

前項の規定により第九十七條（第一項第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

（略）

第二百八條 有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、

四 第七十八條の二第一項、第七十九條第一項、第一百十三條第一項又は第一百十九條第一項の規定による命令に違反したとき。
五十二（略）

第二百七條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七條（第五号及び第六号を除く。） 五億円以下の罰金刑

二五（略）

前項の規定により第九十七條（第五号及び第六号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

（略）

第二百八條 有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、

投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合において、三十万円以下の過料に処する。

一 第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第八十条の三第一項若しくは第四項又は第六十一条の二第二項の規定に違反したとき。

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第一百五十二条第二項、第九十九条、第一百零四条、第一百三十四条第二項、第一百三十五条第二項、第一百四十九条第二項後段又は第一百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三 第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付を怠つたとき。

四〇七（略）

八 第七十九条の三又は第一百零六条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

九 第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五

投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合において、三十万円以下の過料に処する。

一 第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第八十条の三第一項若しくは第四項、第一百零九条第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十一条の二第二項の規定に違反したとき。

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第一百五十二条第二項、第九十九条、第一百零七条、第一百三十四条第二項、第一百三十五条第二項、第一百四十九条第二項後段又は第一百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

（新設）

三〇六（略）

七 第七十九条の三又は第一百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八 第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五

十三第二項又は第百十七条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十_二二十四 (略)

十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九_二二十三 (略)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二の二 (略)</p> <p>三 有価証券、証券会社、証券取引所、取引参加者、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引</p> <p>それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）、同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十六項に規定する証券取引所、同条第十九項に規定する取引参加者、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。</p> <p>三の二丁九 (略)</p> <p>(業務の規制)</p> <p>第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項（役員</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二の二 (略)</p> <p>三 有価証券、証券会社、証券取引所、取引参加者、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引</p> <p>それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）、同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十六項に規定する証券取引所、同条第十九項に規定する取引参加者、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。</p> <p>三の二丁九 (略)</p> <p>(業務の規制)</p> <p>第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項（役員</p>

兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)について、同法第三十三条(誠実公正の原則)、第三十四条から第三十六条まで(業務、名義貸しの禁止及び社債管理会社等となることの禁止)、第三十八条(取引の態様の明示)、第四十条から第四十二条まで(説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為)、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)並びに第四十三条から第四十七条の二まで(業務の状況についての規制、最良執行方針等の書面交付、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意)の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(又は使用人」とあるのは「特定金融機関(特定法人等(当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)(のうち銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものを含む。)(の取締役若しくは執行役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」

兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)(について、同法第三十三条(誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで(業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為)、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)並びに第四十三条から第四十七条の二まで(業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意)の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(又は使用人」とあるのは「特定金融機関(特定法人等(当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)(のうち銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものを含む。)(の取締役若しくは執行役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼

とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五条（名義貸しの禁止）、第三十六条第一項（社債管理会社等となることの禁止）、第四十二条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号（禁止行為）並びに第四十

ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五条（名義貸しの禁止）、第三十六条第一項（社債管理会社等となることの禁止）、第四十二条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第九号（禁止行為）並びに第四十

六条（引受人の信用供与の制限）の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

3
（略）

4 証券取引法第三十五条（名義貸しの禁止）、第四十二条第一項第七号、第九号及び第十号（禁止行為）並びに第四十三条第二号（業務の状況についての規制）の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

（証券業の廃止等の手続）

第二十三条（略）

2～4（略）

5 外国証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による支店の営業の全部又は一部の承継及び支店の営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）において、当該外国証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに証券取引法第二十八条第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等並びに同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等（第三十条において「顧客取引」という。）を、速やかに、終了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

六条（引受人の信用供与の制限）の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

3
（略）

4 証券取引法第三十五条（名義貸しの禁止）、第四十二条第一項第七号及び第九号（禁止行為）並びに第四十三条第二号（業務の状況についての規制）の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

（証券業の廃止等の手続）

第二十三条（略）

2～4（略）

5 外国証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による支店の営業の全部又は一部の承継及び支店の営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）において、当該外国証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに証券取引法第二十八条第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等並びに同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等（第三十条において「顧客取引」という。）を、速やかに、終了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

(調査のための処分、検査職員の証票等及び旅費等の請求)

第三十六条 (略)

2 証券取引法第九十条(検査職員の証票等)の規定は、内閣総理大臣が第三十一条の規定、第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項若しくは第三項の規定又は前項において準用する同法第八十七条第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3 (略)

(権限の委任等)

第四十二条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十一条の規定によるもの(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)その他政令で定めるものを証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により

(調査のための処分、検査職員の証票等及び旅費等の請求)

第三十六条 (略)

2 証券取引法第九十条(検査職員の証票等)の規定は、内閣総理大臣が第三十一条の規定又は前項において準用する同法第八十七条第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3 (略)

(権限の委任)

第四十二条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十一条の規定によるもの(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)その他政令で定めるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(新設)

委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十一条並びに第三十二条第三項において準用する第三十一条第一項及び第三項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6| 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7| (略)

(委員会への命令に対する不服申立て)

第四十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第五十三条 この章の罪のうち有価証券の売買その他の取引又は証券

(新設)

3| 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4| 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5| (略)

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)

第四十三条 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第四項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第五十三条 この章の罪のうち有価証券の売買その他の取引又は証券

取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件については、同法第二百十條第一項に規定する犯則事件とみなして、同法第九章（犯則事件の調査等）の規定を適用する。

第五十四条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第

四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

三・四（略）

取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件については、同法第二百十條第一項に規定する犯則事件とみなして、同法第九章（犯則事件の調査等）の規定を適用する。

第五十四条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一（略）

（新設）

二・三（略）

三 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>（略）</p> <p>金融庁長官八政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ノ内第十条ノ規定ニ依ルモノヲ証券取引等監視委員会ニ委任スルコトヲ得</p> <p>証券取引等監視委員会八前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行使シタルトキ八速ニ其ノ結果ニ付金融庁長官ニ報告スルモノトス</p> <p>第九条ノ二 前条第三項ノ規定ニ依リ証券取引等監視委員会ガ行フ報告又ハ資料ノ提出ノ命令ニ付テノ行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）ニ依ル不服申立ハ証券取引等監視委員会ニ対シテノミ之ヲ行フコトヲ得</p>	<p>第九条（略）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～4 (略) 5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。 6～29 (略)</p> <p>(主要株主の届出) 第十条の四 投資信託委託業者の主要株主（第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この款及び第三十九条第二項において同じ。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～4 (略) 5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。 6～29 (略)</p> <p>(主要株主の届出) 第十条の四 投資信託委託業者の株主又は出資者は、投資信託委託業者の主要株主（第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この款及び第三十九条第二項において同じ。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>

2 (略)

(主要株主に対する措置命令)

第十条の五 内閣総理大臣は、投資信託委託業者の主要株主が第九条第二項第七号イ若しくはロ又は第八号イから八までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該投資信託委託業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(受益証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等)

第二十七条 証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号並びに第四十五条の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等(募集、私募(同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)(その他政令で定める行為をいう。以下同じ。))を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について、同法第四十一条、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める

2 (略)

(主要株主に対する措置命令)

第十条の五 内閣総理大臣は、投資信託委託業者の主要株主が第九条第二項第七号イ若しくはロ又は第八号イから八までのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該投資信託委託業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(受益証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等)

第二十七条 証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等(募集、私募(同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)(その他政令で定める行為をいう。以下同じ。))を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について、同法第四十一条、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める

（運用報告書の作成及び交付）

第三十三条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。）（ことに、運用報告書を作成し、かつ、当該運用報告書を当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

二 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

2
（略）

（投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等）

（運用報告書の作成及び交付）

第三十三条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日）（ことに、運用報告書を作成し、かつ、当該運用報告書を当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付しなければならぬ。ただし、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものである場合には、投資信託約款をもつて運用報告書を交付しない旨を定めることを妨げない。

（新設）

（新設）

2
（略）

（投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等）

第百九十七条 証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者（その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。）が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等（以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。）については、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（権限の委任等）

第二百二十五条（略）

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十九条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正の確保に

第百九十七条 証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者（その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。）が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等（以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。）については、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（権限の委任）

第二百二十五条（略）

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

	係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)	
	二 第五十五条第一項の規定による権限(受益証券等の売買その他の取引の公正の確保に係る投資信託協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)	
	三 第二百十三条第一項の規定による権限(投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)	
3	金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(のうち、第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第五項までの規定によるものを委員会に委任することができる。)	(新設)
4	委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。	(新設)
5	金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。)	(新設)
6	委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。	(新設)
7	前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督す	(新設)

る。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行つことができる。

(新設)

五 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条の十一 第四十一条の三）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（権限の委任等）</p> <p>第四十一条の二（略）</p> <p>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第八条第一項（第十三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>（委員会の命令に対する不服申立て）</p> <p>第四十一条の三 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条の十一 第四十一条の二）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十一条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

°

六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 4 (略) 5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。 6 13 (略)</p> <p>(主要株主の届出) 第二十九条の二 認可投資顧問業者の主要株主（第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。次条、第二十九条の四及び第三十六条第二項において同じ。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 4 (略) 5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。 6 13 (略)</p> <p>(主要株主の届出) 第二十九条の二 認可投資顧問業者の株主又は出資者は、認可投資顧問業者の主要株主（第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。次条、第二十九条の四及び第三十六条第二項において同じ。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>

2 (略)

(主要株主に対する措置命令)

第二十九条の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七条第二項第三号イから八まで又は第四号イから八までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(権限の委任等)

第五十一条の二 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十六条第一項の規定によるもの(有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。(を証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(のうち、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項

2 (略)

らない。

(主要株主に対する措置命令)

第二十九条の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七条第二項第三号イから八まで又は第四号イから八までのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(権限の委任)

第五十一条の二 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(新設)

<p>(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるものを委員会に委任することができる。</p>	
<p>4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(委員会の命令に対する不服申立て) 第五十一条の三 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)(についての行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 } 13 (略)</p> <p>14 この法律において「金融先物債務引受業」とは、金融先物取引業者を相手方として、金融先物取引業者が行う対象取引（金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引をいう。）に基づく債務の引受けを行う営業をいう。</p> <p>15 (略)</p> <p>(対象議決権保有届出書の提出) 第三十四条の二十の二 株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 } 13 (略)</p> <p>14 この法律において「金融先物債務引受業」とは、金融先物取引業者を相手方として、金融先物取引業者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。</p> <p>15 (略)</p> <p>(対象議決権保有届出書の提出) 第三十四条の二十の二 株式会社金融先物取引所の株主は、当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>

2 (略)

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十四条の三十八 金融先物取引所持株式の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権保有者」という。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引所持株式の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(認可の失効)

第三十四条の五十 金融先物取引所持株式が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

- 一 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき
(当該株式会社金融先物取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)

二 丁四 (略)

2 (略)

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十四条の三十八 金融先物取引所持株式の株主は、当該金融先物取引所持株式の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権保有者」という。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引所持株式の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(認可の失効)

第三十四条の五十 金融先物取引所持株式が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

- 一 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき

二 丁四 (略)

(業務の制限)

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物取引業者以外の者が行う対象取引(第二条第十四項に規定する対象取引をいう。第九十条の十一の二第一項において同じ。)に基づき債務の引受けを業として行うことができる。

2・3 (略)

第九十条の十一の二 金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等

(清算参加者が行った対象取引の相手方から金融先物債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)

及び担保をいう。以下この項において同じ。) について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従つものとする。

2 破産手続、再生手続又は更生手続において、金融先物清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債

(業務の制限)

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物取引業者以外の者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づき債務の引受けを業として行うことができる。

2・3 (略)

(新設)

務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

(権限の委任等)

第九十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(の)のうち、第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項及び第二項、第九十条第一項並びに第九十条の十七第一項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 (略)

(権限の委任)

第九十二条 (略)

2 (略)

(新設)

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)(の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 (略)

(委員会の命令に対する不服申立て)

第九十二条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)

第九十二条の二 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

改正案	現行
<p>（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用）</p> <p>第百五十条の四 第百五十六条から第百五十八条まで並びに証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条並びに第四十五条の規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第百五十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第百五十条の四において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「証券取引法第四十条第二項」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百五十条の四において準用する証券取引法第四十一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（権限の委任等）</p> <p>第二百二十九条（略）</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委</p>	<p>（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用）</p> <p>第百五十条の四 第百五十六条から第百五十八条まで並びに証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二、第四十三条並びに第四十五条の規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第百五十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第百五十条の四において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「証券取引法第四十条第二項」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百五十条の四において準用する証券取引法第四十一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第二百二十九条（略）</p> <p>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することがで</p>

任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

きる。

一 第五十条の四において準用する第五十六条第一項の規定による権限（資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第二二十五条第一項において準用する第五十条の四において準用する第五十六条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

（新設）

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第五十六条第一項（第五十条の四）（第二二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

（新設）

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

（新設）

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（新設）

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

<p>7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。</p> <p>(委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行つ場合を含む。)(についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------

九 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二百二十八条 第三百三十六条の二）</p> <p>第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（権限の委任等）</p> <p>第三百三十六条（略）</p> <p>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第二十条第一項（第四十三条第三項において準用する場合及び第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>（委員会の命令に対する不服申立て）</p> <p>第三百三十六条の二 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二百二十八条 第三百三十六条）</p> <p>第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第三百三十六条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができ

十 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）

改正案	現行
<p>(主管行政庁等) 第十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条に関するものを除く。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 第二条第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十三号に掲げる金融機関等による行為</p> <p>二 (略)</p> <p>5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限（第九条に関するもの及び前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二条第二十号及び第三十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等による行為に係るものを委員会に委任することができる。</p> <p>6 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>7 委員会が第四項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出</p>	<p>(主管行政庁等) 第十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条に関するものを除く。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 第二条第十八号、第十九号及び第三十三号に掲げる金融機関等による行為</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

8 | の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）
11 | による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。
(略)

5 |
8 |
(略)

改正案	現行
<p>第二十八条（略）</p> <p>第一項第十九号ノ「短期社債等」ト八次二掲グルモノヲ謂フ</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 其ノ權利ノ帰屬ガ社債等ノ振替ニ関スル法律ノ規定ニ依リ振替 〇座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外國法人ノ発行 スル債券（新株予約權付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表 示サレルベキ權利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該當スルモノ イ 契約ニ依リ權利ノ總額ガ引受ケラルルモノタルコト 〇 各權利ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト ハ 元本ノ償還ニ付權利ノ總額ノ払込アリタル日ヨリ一年未滿ノ 日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト ニ 利息支払ノ期限ニ付八ノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル 旨ノ定アルコト</p> <p>（略）</p>	<p>第二十八条（略）</p> <p>第一項第十九号ノ「短期社債等」ト八次二掲グルモノヲ謂フ</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>第十條 (略)</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>⑩ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 其の権利の帰屬が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券 (新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。) に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p>	<p>第十條 (略)</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>⑩ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑪～⑬ (略)</p>

改正案	現行
<p>(組合員の資格等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）<u>第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）<u>第二条第一項各号に掲げるものをいう。</u>）の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの</u></p> <p>第九条の八 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振</p>	<p>(組合員の資格等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）<u>第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。）</u></p> <p>第九条の八 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

各権利の金額が一億円を下回らないこと。

元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

利息の支払期限を、元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二～四（略）
7～11（略）

一の二～四（略）
7～11（略）

改正案	現行
<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ へ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>契約により権利の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>各権利の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p>	<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ へ (略)</p> <p>(新設)</p>

6 } 一の二丁五 (略)
17 (略)

6 } 一の二丁五 (略)
17 (略)

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一～六 (略) 七 其の権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。 ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。 ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。 ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(業務の範囲) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一～六 (略) (新設)</p> <p>5～7 (略)</p>

改正案	現行
<p>(金庫の事業) 第五十八条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ へ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>契約により権利の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>各権利の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p>	<p>(金庫の事業) 第五十八条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ へ (略)</p> <p>(新設)</p>

一の二丁四 (略)

7 13 (略)

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

二の二 証券取引法第十二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

三丁六 (略)

2 6 (略)

一の二丁四 (略)

7 13 (略)

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

二の二 証券取引法第十二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

三丁六 (略)

2 6 (略)

改正案

現行

<p>(業務の範囲) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 其の権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>4 一〇 (略)</p>	<p>(業務の範囲) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 一〇 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>第九十八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 其の権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>7～9（略）</p>	<p>第九十八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第五十四条（略） 2～5（略） 6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>契約により権利の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>各権利の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>利息の支払期限を、の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p>	<p>（業務の範囲） 第五十四条（略） 2～5（略） 6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ハ（略） （新設）</p>

7
} 12
(略)

一の二丁六
(略)

7
} 12
(略)

一の二丁六
(略)

二十 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

改正案	現行
<p>(権限の委任等)</p> <p>第六十二條 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。</p> <p>2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第五十六條第一項の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>5 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督す</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第六十二條 金融再生委員会は、この法律による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。</p> <p>2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限（前項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。</p>

る。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第六十二條の二 委員会が前條第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同條第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(新設)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二十四条・第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 証券取引法の規定による課徴金に関すること。</p> <p>二十三～二十七（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三～二十七（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)。
第二十条において「旧資産流動化法」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、外国証券業者に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法、資産の流動化に関する法律、旧資産流動化法、社債等の振替に関する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

(勧告)

第二十条 委員会は、証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 (略)

(建議)

第二十一条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

(審判官)

第二十五条 証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うに必要と認められる者について、長官が命ずる。

2 (略)

(建議)

第二十一条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができる。

(新設)

改正案	現行
<p>（事業の種類） 第十一条（略） 2・3（略） 4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。</p> <p>一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）</p> <p>二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）</p>	<p>（事業の種類） 第十一条（略） 2・3（略） 4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う証券取引法第二十一条各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

5 } 12 (略)

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2 } 4 (略)

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

一 証券取引法第六十五条第二項一号に掲げる有価証券(同法第

二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。) 同法第六十五条第二項第一号

に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。) 証券会社又は外

(新設)

5 } 12 (略)

(事業の種類)

第八十七条 (略)

2 } 4 (略)

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

(新設)

(新設)

国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

6～14 (略)

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第

二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号

に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外

(新設)

6～14 (略)

(事業の種類)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

(新設)

(新設)

国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

4 〓 11 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券(同法第

二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。)

同法第六十五条第二項第一号に定める行為(同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券(前号に掲げる有価証券を除く。)

証券会社又は外

(新設)

4 〓 11 (略)

(事業の種類)

第九十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

(新設)

(新設)

<p>5 } 12 (略)</p>	<p>国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二十一条各号に掲げる行為</p> <p>三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為</p>
<p>5 } 12 (略)</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（家事関連費等の必要経費不算入等） 第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。 一～九（略）</p> <p>十 証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金</p>	<p>2 （略）</p> <p>（家事関連費等の必要経費不算入等） 第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。 一～九（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（法人税額等の損金不算入） 第三十八条（略）</p> <p>2 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（法人税額等の損金不算入） 第三十八条（略）</p> <p>2 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有</p>	<p>（投資事業有限責任組合契約）</p> <p>第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 株式会社の発行する株式、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）若しくは新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式、新株予約権及び新株予約権付社債等を除き、同項第一号から第五号の三まで及び第七号から第十号までに掲げる有価証券（新株予約権付社債等を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債（新株予約権付社債等を除く。）その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下</p>

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 (略)

六 事業者を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。)(の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有)

七 (略)

(削る)

「指定有価証券」という。)(の取得及び保有(前二号の規定により投資事業有限責任組合(第九号を除き、以下「組合」という。)(がその株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等を保有している株式会社又は組合がその持分を保有している有限会社若しくは企業組合(以下「特定会社等」と総称する。)(以外の事業者の発行する指定有価証券(以下この号において「特定指定有価証券」という。)(にあつては、特定指定有価証券である当該指定有価証券を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいずれかがこれを買収する旨を約した場合における当該特定指定有価証券の取得及び保有に限る。)

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有(特定会社等以外の事業者に対する金銭債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)(にあつては、特定金銭債権である当該金銭債権を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいずれかがこれを買収する旨を約した場合における当該特定金銭債権の取得及び保有に限る。)

五 (略)
(新設)

六 (略)

七 特定中小企業等(中小企業者)(中小企業基本法(昭和三十八年

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

法律第五十四号）（第二条第一項各号に掲げるものをいう。）（その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）であつて投資営業者（投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。）でないものを相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）の出資の持分又は信託の受益権（特定中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有

八 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資組合等（投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。以下同じ。）に対する出資及び投資営業者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資（以下この号において「投資組合向け出資等」と総称する。）であつて、一の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の価額の投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額（組合契約において各組合員の出資予定額）各組合員が出資することを約した上限額をいう。以下この号において同じ。）が定められている場合にあつては、総組合員の出資予定額の合計額）に

十 (略)

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 (略)

2・3 (略)

(削る)

対する割合が政令で定める割合を超えない範囲内において行うもの(次に掲げる投資組向け出資等(第十一号ロにおいて「特定投資組向け出資等」という。)を除く。)

イ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者(無限責任組合員が数人あるときは、そのいずれか一人の無限責任組合員である者。ロにおいて同じ。)(がその業務を執行する者である投資組合等その他投資事業有限責任組合の業務の執行を実質的に支配する関係を有するものとして政令で定める投資組合等に対する出資

ロ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者その他政令で定める者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

十 (略)

十一 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 外国法人の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 特定投資組向け出資等

十二 (略)

2・3 (略)

4 組合員の数の合計は、政令で定める数を超えてはならない。

(特定組合の組合員の資格等)

(削る)

(業務執行の方法等)

第七条 (略)

2~4 (略)

(削る)

(非任意脱退)

第六条の二 特定組合(組合のうち、特定中小企業等に該当する株式会社)の発行する未公開株式(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)の取得及び保有その他の政令で定める事業(以下「中小未公開企業株式取得等事業」という。)(の全部又は一部のみを営むことをその組合契約において約した組合以外のものをいう。以下同じ。)(の有限責任組合員たる資格を有する者は、同法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家その他の政令で定める者とする。

2 組合契約の変更により特定組合以外の組合が特定組合となつたときは、当該組合の有限責任組合員であつて前項に規定する有限責任組合員たる資格を有しない者は、その時点において組合員の資格を喪失する。

(業務執行の方法等)

第七条 (略)

2~4 (略)

5 組合(特定組合を除く。以下この項において同じ。)(の無限責任組合員が中小未公開企業株式取得等事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。組合の無限責任組合員以外の者が当該行為を行った場合も、同様とする。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

(削る)

一、四 (略)

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

三・四 (略)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

一、組合員たる資格の喪失

二、五 (略)

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

一・二 (略)

三、組合員の数の合計

四・五 (略)

改 正 案

現 行

（削る）

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第十六条の二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「有限責任組合法」という。）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、同法第三条第一項に規定する組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することができる。

一 認定事業再構築事業者等（認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下この条及び第三十四条第二項において同じ。）である株式会社（認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。）又は認定事業再構築事業者等である有限会社（認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。）に対する金銭債権であつて

当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するもの取得及び保有

イ 次の から までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。）に対する割合が政令で定める割合を超えるものであること。

前事業年度において生じた純損失の額

前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度

までの各年度に生じた純損失の額の合計額

前事業年度終了の日における欠損の額

ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

二 前号の規定により組合がその金銭債権を保有している株式会社

（認定等株式会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。）

（に対する金銭債権（当該株式会社以外の者が保有するものに限る。）又は組合がその金銭債権を保有している有限会社（認定等

有限会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に対する

金銭債権（当該有限会社以外の者が保有するものに限る。）の

取得及び保有

三 認定等株式会社又は認定等有限会社（投資事業を営む認定等株

式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。）（

を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）の出資の持分又は信託の受益権（認定等

株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第二号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

五 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ロ 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有
第一号から第三号までの規定又はイの規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社

有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社(組合が当該工業所有権又は著作権を取得した時において認定等株式会社であつたものに限る。)

八 次に掲げる株式会社又は有限会社に対して行う金銭の新たな貸付け

第一号から第三号までの規定又はイの規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社

有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社（組合が当該工業所有権又は著作権を取得した時において認定等株式会社又は認定等有限会社であつたものに限る。）

2 前項第一号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

3 第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合に対する有限責任組合法第七条第四項の規定の適用については、同項中「事業以外の行為」とあるのは、「事業又は産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

4 次に掲げる事業及び有限責任組合法第六条の二第一項に規定する中小未公開企業株式取得等事業の全部又は一部のみを営むことをその組合契約において約した組合は、同条及び有限責任組合法第七条第五項の規定の適用については、有限責任組合法第六条の二第一項に規定する特定組合に該当しないものとみなす。この場合において、有限責任組合法第七条第五項中「中小未公開企業株式取得等事業

以外の行為」とあるのは、「中小未公開企業株式取得等事業又は産業活力再生特別措置法第十六条の二第四項各号に掲げる事業以外の行為」とする。

一 認定事業者が認定計画に従って株式会社を設立する場合における当該株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有又は認定事業者が認定計画に従って有限会社を設立する場合における当該有限会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 認定等株式会社の発行する株式、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）若しくは新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）又は認定等有限会社の持分の取得及び保有

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社（認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に対する金銭債権（当該株式会社以外の者が保有するものに限る。）又は組合がその持分若しくは金銭債権を保有して

- いる有限会社（認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の持分若しくは当該有限会社に対する金銭債権（当該有限会社以外の者が保有するものに限る。）の取得及び保有
- 五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
- 六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権（認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有
- 七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行つ事業
- 八 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行つもの
- イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続

（中小企業投資育成株式会社の特例）
第二十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会

（中小企業投資育成株式会社の特例）
第二十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会

- が終了しているものを除く。）の持分の取得及び保有
- ロ イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有
- ハ 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有
- 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社
- 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社
- ニ 次に掲げる株式会社又は有限会社に対する金銭の新たな貸付け
- 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社
- 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社
- 九 前各号に掲げる事業に類するものとして政令で定める事業

社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一（略）

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下、この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2
（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務）

第二十九条の八 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に定める投資事業有限責任組合（事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を行う事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。以下「組合」という。）であって中小企業に対する投資事業を行うも

社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一（略）

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下、この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2
（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務）

第二十九条の八 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、第十六条の二第四項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合であって中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

のに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

(資金の確保)

第三十四条 (略)

2 国は、組合が事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行う事業者の自己資本の充実等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

3 (略)

(資金の確保)

第三十四条 (略)

2 国は、組合が認定事業再構築事業者等の自己資本の充実等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

3 (略)

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）（附則第十九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正） 第一百六条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。 第十二条第二号を次のように改める。</p> <p>二 破産手続開始の決定</p>	<p>（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正） 第一百六条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。 第十二条第三号を次のように改める。</p> <p>三 破産手続開始の決定</p>

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二十条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、旧資産流動化法第八条第一項第三号二、第五十六條第一項、第五十七條、第五十八條第一項第三号及び第六十二條第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項ただし書とする。」とする。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>附則</p> <p>（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4（略）</p>

